

# 豊田市放課後子どもプラン

平成 21 年 12 月

豊 田 市

# 目 次

<b>プランの策定にあたって</b> . . . . .	<b>1</b>
1 プラン策定の背景・趣旨 . . . . .	1
2 プランの位置づけ . . . . .	1
3 プランの計画期間 . . . . .	1
<b>豊田市の現状と課題</b> . . . . .	<b>2</b>
1 子どもを取り巻く状況 . . . . .	2
2 放課後事業の実施状況 . . . . .	9
3 放課後事業の課題 . . . . .	17
<b>プランの基本的な考え方</b> . . . . .	<b>18</b>
1 プランの基本的な考え方 . . . . .	18
2 プランの基本理念 . . . . .	18
3 重視する視点 . . . . .	18
4 プランの基本目標 . . . . .	19
<b>事業計画</b> . . . . .	<b>19</b>
1 放課後児童クラブの充実 . . . . .	19
2 地域子どもの居場所づくり事業の取組 . . . . .	21
<b>プランの推進に向けて</b> . . . . .	<b>24</b>
1 推進体制 . . . . .	24
2 プランの評価・点検 . . . . .	24
<b>参考資料</b> . . . . .	<b>25</b>
豊田市放課後子どもプラン推進委員会開催経過 . . . . .	25
豊田市放課後子どもプラン推進委員会 委員名簿 . . . . .	25
用語の説明 . . . . .	26

---

## プランの策定にあたって

---

### 1 プラン策定の背景・趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、家庭や地域の子育て力、教育力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化に伴い、留守家庭の児童には、家庭的な雰囲気の中で、適切な生活の場・遊びの場を提供するための環境整備が、ますます求められてくるものと予想されます。また、遊びや体験の場、交流機会の不足等から、すべての子どもの成長支援をどのように進めていくかも大きな課題です。

このような状況の変化に対し、国は、文部科学省と厚生労働省が連携し、総合的な放課後対策を推進するため、平成 19 年 4 月に「放課後子どもプラン」を創設しました。

豊田市では、平成 17 年に策定した「とよた子どもスマイルプラン」(次世代育成支援対策推進法・行動計画)において、「放課後の子どもたちの居場所づくりの推進」を重点事業として掲げ、取り組んできました。さらに、平成 19 年に制定した「豊田市子ども条例」では、社会全体で子どもの居場所づくりの推進に努めることを条文で規定するなど、子どもの居場所づくりを子育て支援の一つの柱として取り組んでいます。

こうした背景を踏まえて、豊田市における総合的な放課後対策の推進を図ることを目的とした「豊田市放課後子どもプラン(以下、「プラン」という。)」を策定します。

### 2 プランの位置づけ

このプランは、「第 7 次豊田市総合計画」及び「子ども総合計画(兼)次世代育成支援行動計画・後期計画」(平成 21 年度策定予定。以下、「子ども総合計画」という。)を上位計画として、小学生児童を対象とする放課後対策の展開方策を示すものです。

### 3 プランの計画期間

このプランの計画期間は、「子ども総合計画」の計画期間との整合を図り、平成 22 年度～平成 26 年度までの 5 年間とします。

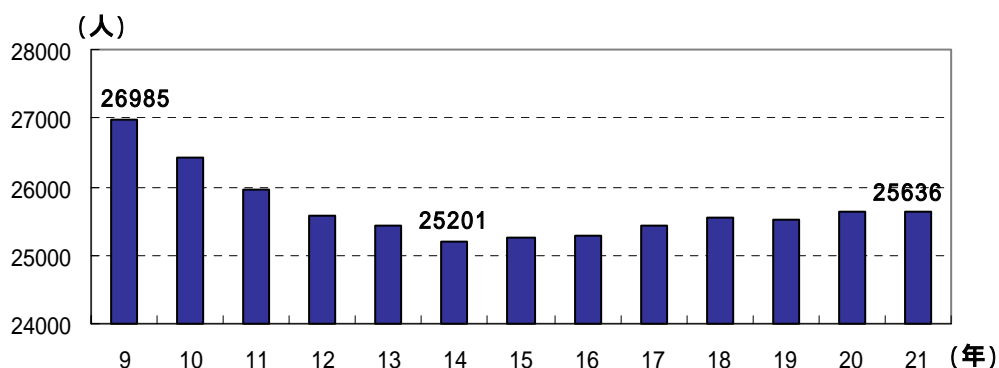
# 豊田市の現状と課題

## 1 子どもを取り巻く状況

### (1) 小学校児童数の推移

豊田市立小学校の児童数は、平成14年(25,201人)まで減少が続きましたが、その後は、ばらつきはあるものの微増傾向で推移しています。平成21年の児童数は、25,636人となっています。

市立小学校の児童数の推移(各年5月1日現在)



資料) 学校基本調査

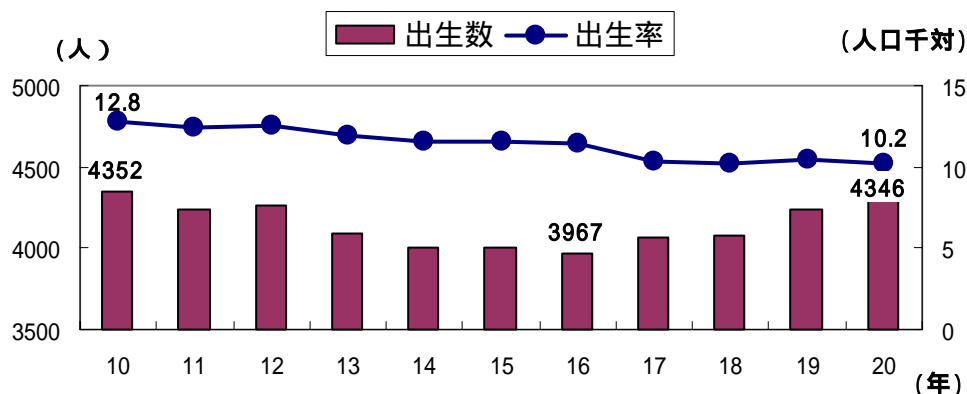
注) 平成16年以前の数値には、合併前の旧町村分を含む

### (2) 出生数、出生率等の推移

豊田市の出生数は、平成16年(3,967人)まで減少傾向にありましたが、その後は微増傾向で推移しています。

一方、出生率は、減少傾向で推移しています。

出生数・出生率の推移



資料) 人口動態統計

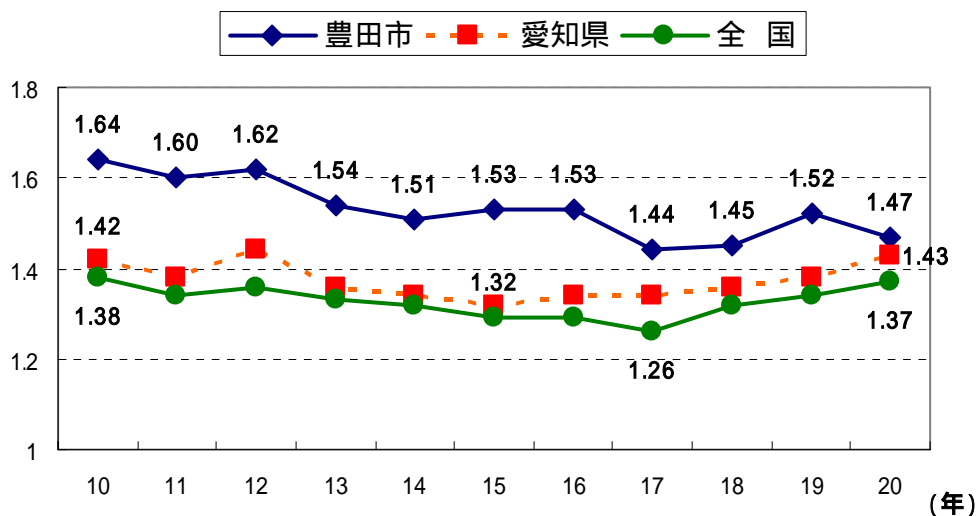
注) 平成16年以前の数値は、旧豊田市の数値

豊田市の平成 20 年合計特殊出生率（注 1）は 1.47 で、年度によって増減のばらつきはあるものの、減少傾向で推移しています。

また、全国、愛知県の数値と比較すると、一貫して高い水準にあります。その差は徐々に小さくなっているといえます。

注 1 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの

### 合計特殊出生率の推移



資料) 豊田市の数値：豊田市福祉保健部総務課

全国、愛知県：人口動態統計

注) 平成 16 年以前の豊田市の数値は、旧豊田市の数値

### (3) 子どもの放課後の状況

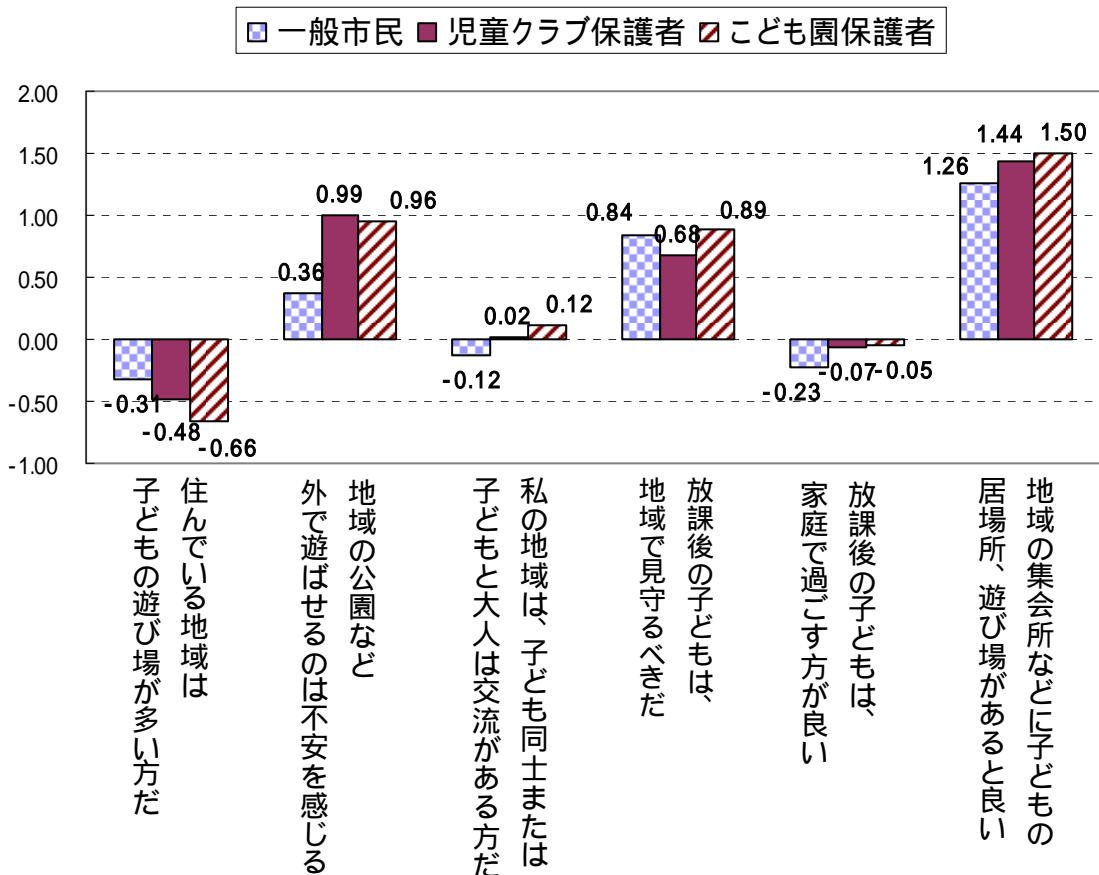
子どもの放課後の現状を把握するため、一般市民、放課後児童クラブ参加児童の保護者（以下、「児童クラブ保護者」という。）こども園年長園児の保護者（以下、「こども園保護者」という。）を対象に、「子どもの居場所についての市民意識調査」を実施しました。

#### 放課後の子どもの遊びや生活の環境

「地域の集会所などに子どもの居場所、遊び場があると良い」、「放課後の子どもは、地域で見守るべきだ」と市民各層が感じていることがわかります。また、子どもの保護者は、「地域の公園など外で遊ばせる」ことに不安を感じていることがわかります。

一方、「住んでいる地域は子どもの遊び場が多い」については、低く評価されています。

#### 放課後の子どもの遊びや生活環境の評価



資料)「豊田市子どもの居場所についての市民意識調査」(平成20年9月)

注) 設問に対して、「そう思う」を+2点、「どちらかといえばそう思う」を+1点、「どちらかといえばそう思わない」を-1点、「そう思わない」を-2点として、点数化して評価

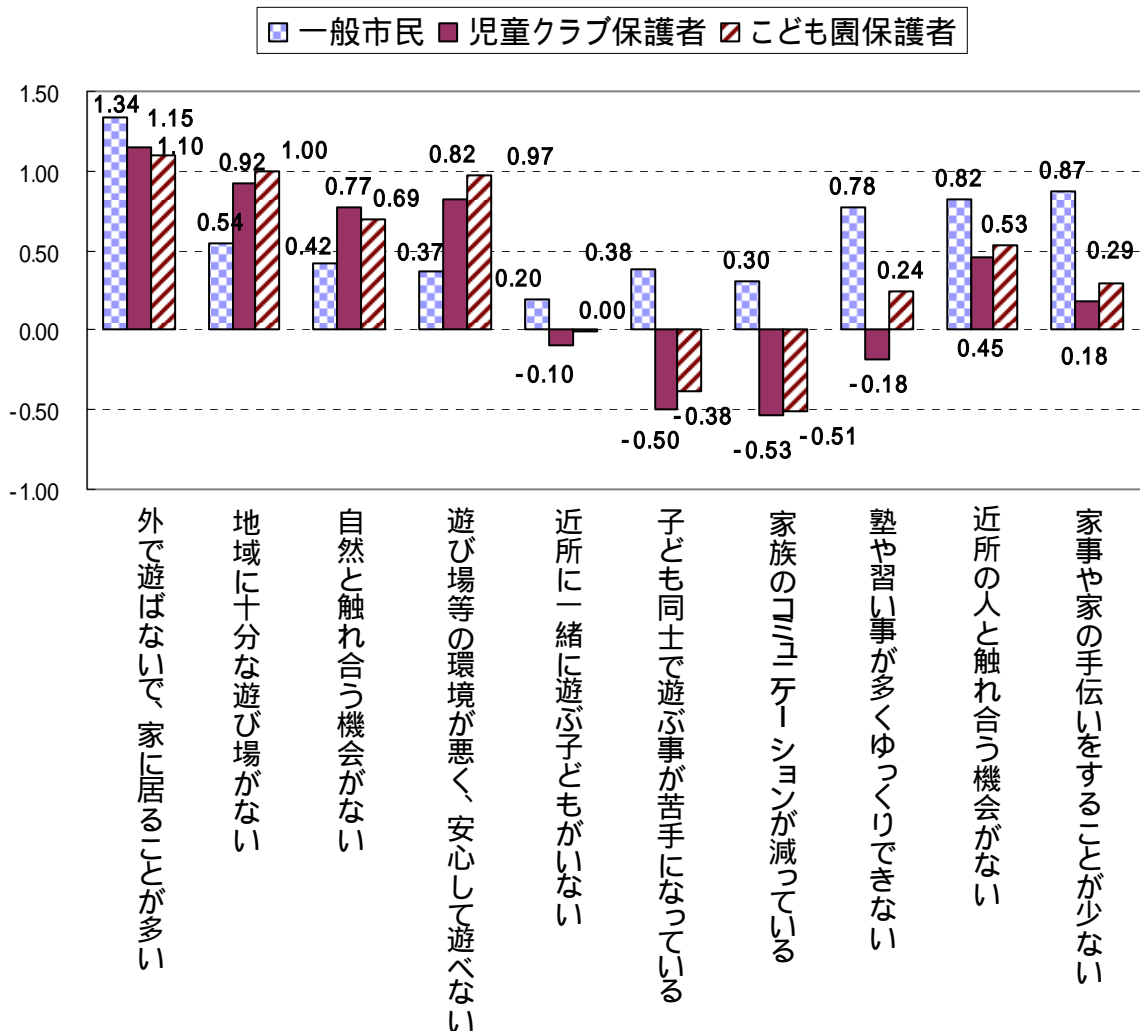
## 放課後の子どもの過ごし方の変化

子どもの放課後の過ごし方について、各層の市民が、自分が子どもの頃と比較して「外で遊ばないで家に居ることが多い」と感じていることがわかります。

子どもの保護者は、「地域に十分な遊び場がない」、「遊び場等の環境の悪さから安心して遊べない」の点数が、一般市民と比較して高くなっています。

一方、一般市民では、「子ども同士で遊ぶ事が苦手になってきている」、「家族のコミュニケーションが減ってきている」、「塾や習い事が多く、ゆっくりできない」の点数が高くなっており、保護者と一般市民との意識の違いがうかがえます。

## 放課後の子どもの過ごし方の変化



資料)「豊田市子どもの居場所についての市民意識調査」(平成20年9月)

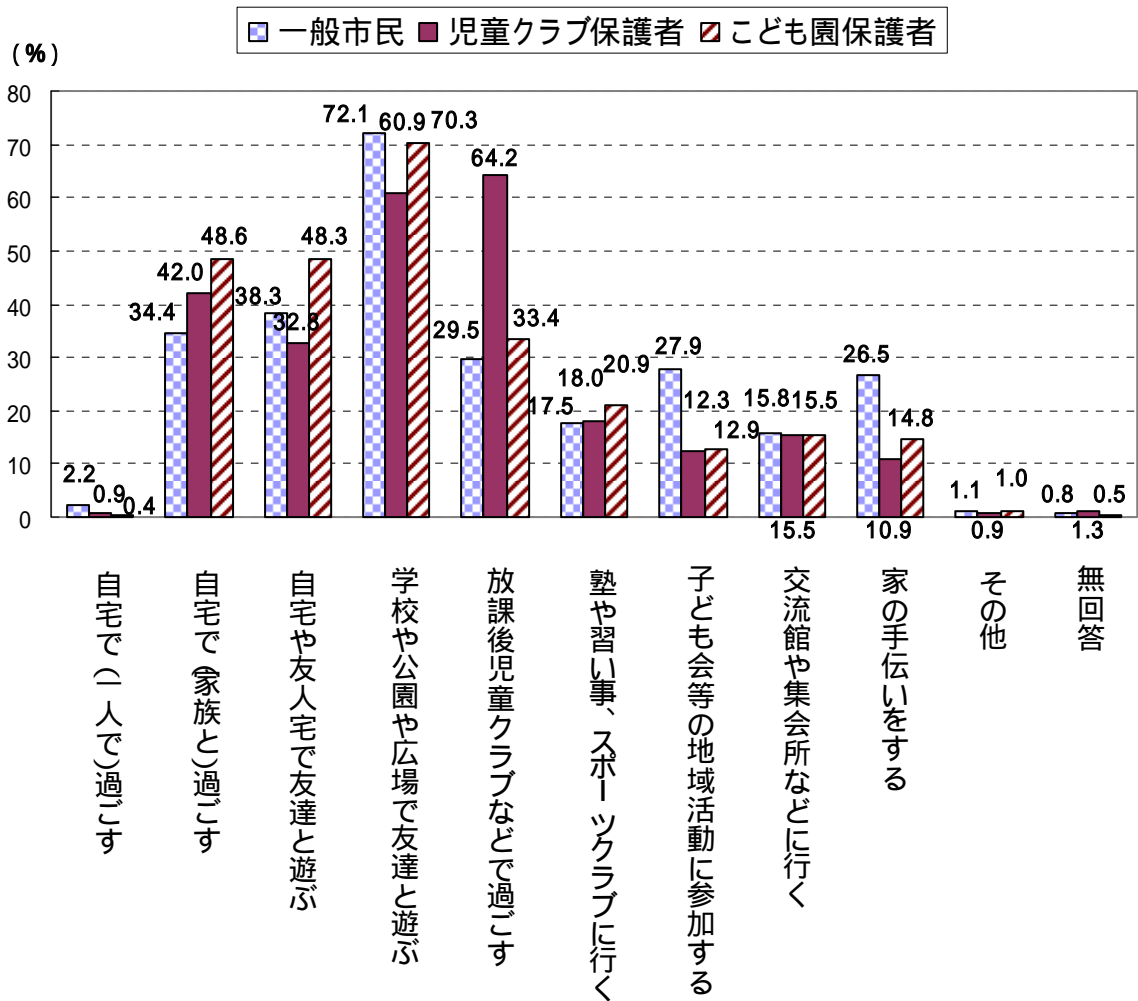
注)設問に対して、「そう思う」を+2点、「どちらかといえばそう思う」を+1点、「どちらかといえばそう思わない」を-1点、「そう思わない」を-2点と点数化して評価

## 望ましい放課後の子どもの過ごし方

望ましいと思う放課後の子どもの過ごし方は、一般市民とこども園保護者では、「学校や公園や広場で友達と遊ぶ」の割合が最も高くなっています。

一方、児童クラブ保護者では、「放課後児童クラブで過ごす」の割合が最も高く、次に「学校や公園や広場で友達と遊ぶ」となっています。

### 望ましいと思う放課後の子どもの過ごし方（複数回答）



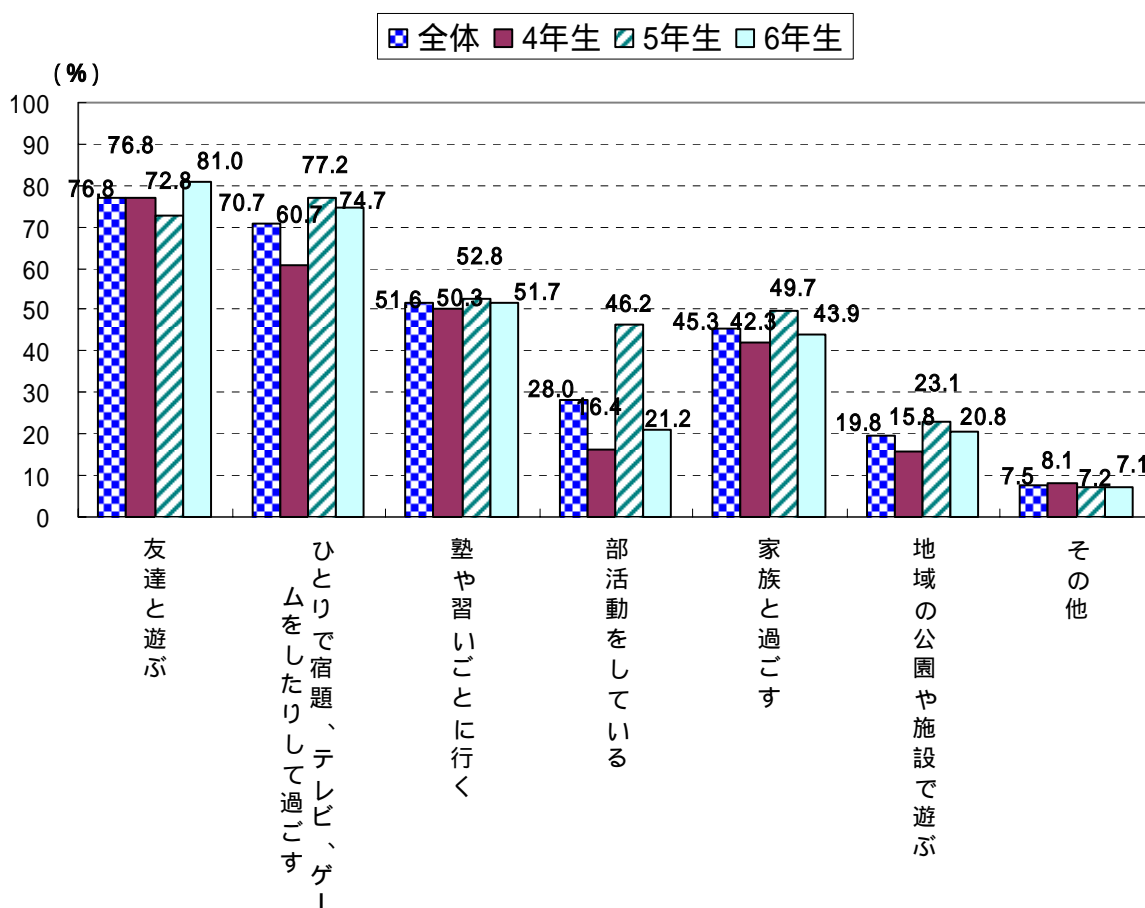
資料)「豊田市子どもの居場所についての市民意識調査」(平成20年9月)

## 高学年（４～６年生）の放課後の過ごし方

子ども自身に、「学校が終わってから、夕食前までどのように過ごしているか」についてアンケートをしたところ、「友達と遊ぶ」の割合が76.8%で最も高く、次いで「ひとりで宿題をしたり、テレビを見たり、ゲームをしたりして過ごす」の70.7%、「塾や習いごとに行く」の51.6%、「家族（親、兄弟姉妹、祖父母など）と過ごす」の45.3%の順となっています。

学年別にみると、４年生と６年生では、「友達と遊ぶ」の割合がそれぞれ76.8%、81.0%で最も高く、次いで「ひとりで宿題をしたり、テレビを見たり、ゲームをしたりして過ごす」の60.7%、74.7%であるのに対して、５年生では、「ひとりで宿題をしたり、テレビを見たり、ゲームをしたりして過ごす」の割合が77.2%で最も高く、「友達と遊ぶ」の72.8%をやや上回る結果となっています。

### 高学年の放課後の過ごし方（複数回答）



資料)「高学年の『放課後の過ごし方』アンケート」(平成21年10月)

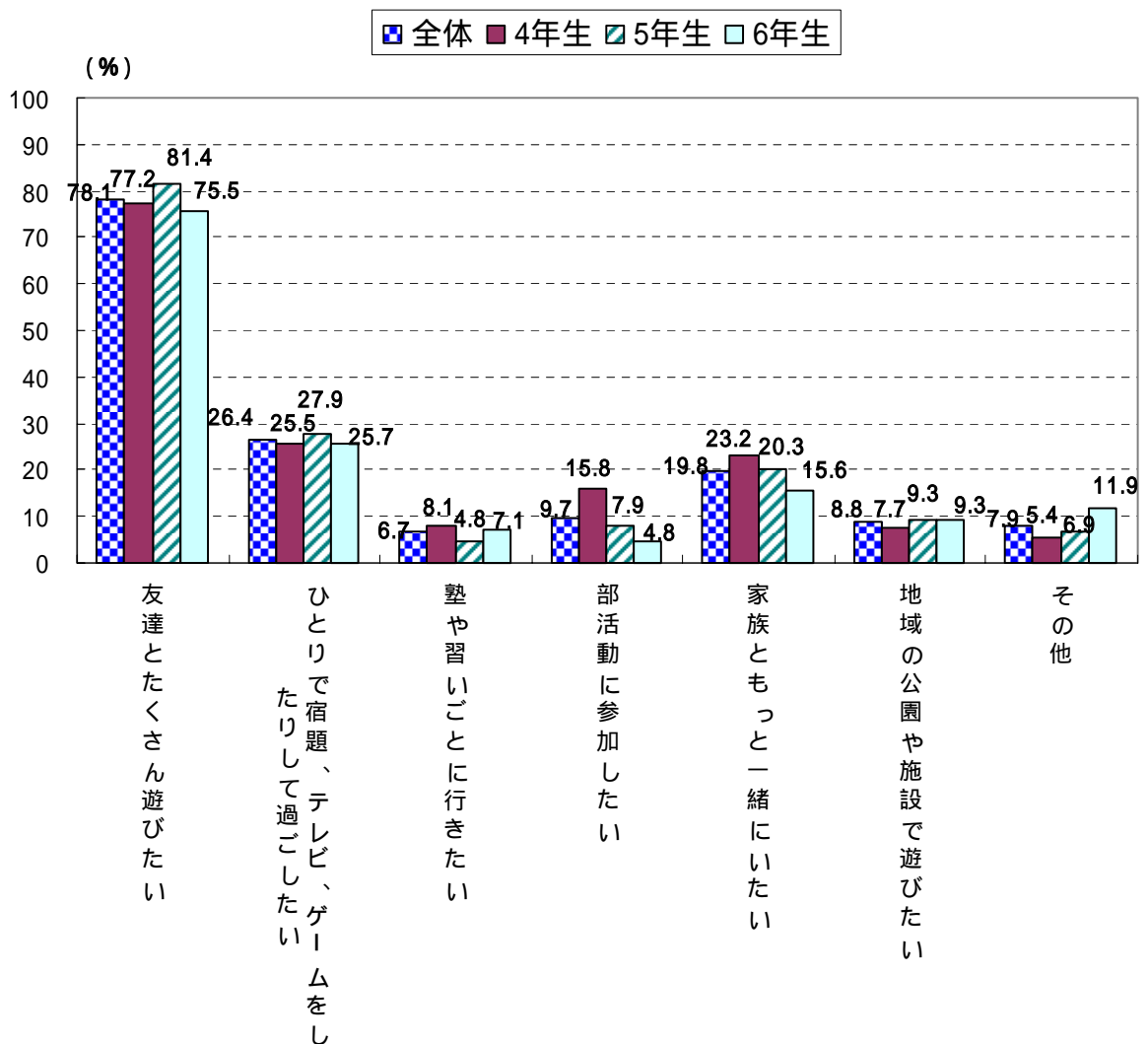
注) 放課後児童クラブを実施している市内3小学校の4～6年生908人を対象にアンケート調査を実施。回収数は857件(回収率94.4%)

## 高学年（４～６年生）が望む放課後の過ごし方

子ども自身に、「学校が終わってから、夕食前までほんとうはどのように過ごしたいと思うか」についてアンケートをしたところ、「友達と遊ぶ」の割合が78.1%で最も高く、次いで「ひとりで宿題をしたり、テレビを見たり、ゲームをしたりして過ごす」の26.4%、「家族ともっと一緒にいたい」の19.8%の順となっています。

学年別にみても、回答割合の順は同様となっています。

### 高学年が望む放課後の過ごし方（複数回答）



資料)「高学年の『放課後の過ごし方』アンケート」(平成21年10月)

## 2 放課後事業の実施状況

### (1) 放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童クラブ」という。）

(平成 21 年度)

#### 事業概要

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終了した放課後や長期休み期間に、小学校の余裕教室・専用施設、児童館を利用し、指導員を配置して、生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全育成を行う事業です。

根拠法令：児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項

#### 開設基準

対象児童のうち、参加希望児童が10人以上であること、また、全校児童数が120人以下の小規模校では、参加希望児童が5人以上であることを、開設の基準としています。

#### 対象学年

原則、小学 1～3 年生を対象とし、放課後帰宅しても保護者の就労や病気等の理由により、適切な監護を受けられない児童を対象としています。

ただし、各クラブの専用室に余裕がある場合や、健全育成上指導が必要な場合については、4 年生以上の児童の受入れを行っています。

平成21年度現在、通常時に 4 年生以上を受入れているのは、51校中25校です。

#### 開設場所

基本は余裕教室を使用し、原則、学校敷地内で開設します。余裕教室がない場合は、学校敷地内に専用施設（プレハブ）を設置しています。

#### 開設日・開設時間

- ・学校のある日（月曜～金曜）：授業終了後～午後 6 時30分
- ・学校の休業日（夏・冬・春休み、代休日）：午前 7 時30分～午後 6 時30分
- \* 土曜日・日曜日・祝日・年末年始は開設していません

#### 参加負担金

月額 5,000円（就学援助世帯は免除、減免規定有）

#### 民間事業者への助成

豊田市が行う放課後児童クラブと同等の事業を実施し、規定する条件を満たしている社会福祉法人等に補助を行っています。

現在、1クラブが対象となっています。

### 放課後児童クラブの実施状況

( )内は夏休み中の状況

項目	平成20年度	平成21年度
クラブ数(注1)	51校(53校)	51校(53校)
開設場所	余裕教室 17校(19校) プレハブ 32校 児童館 2校(藤岡地区)	余裕教室 15校(17校) プレハブ 34校 児童館 2校(藤岡地区)
参加児童数(注2)	2,054人(2,948人)	1,974人(3,002人)
指導員数(注2)	360人(719人)	364人(721人)

注1 夏休みのみ開設校の内訳は、小原地区1校、下山地区1校、旭地区、稲武地区には、開設クラブなし  
この他、民間開設クラブが1クラブあり(東保見こども園)

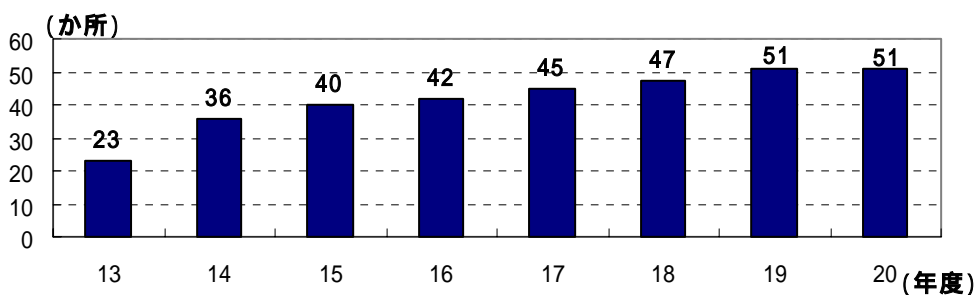
注2 ( )内は8月現在、その他は5月現在の数値

### 平成21年度の放課後児童クラブ参加児童数の状況(注3)

項目	児童総数(市立76小学校)	クラブ参加児童数(割合)
1～3年生	12,588人	通常時 : 1,889人(15.01%) 夏休み中 : 2,828人(22.47%)
4～6年生	12,737人	通常時 : 85人(0.67%) 夏休み中 : 174人(1.37%)

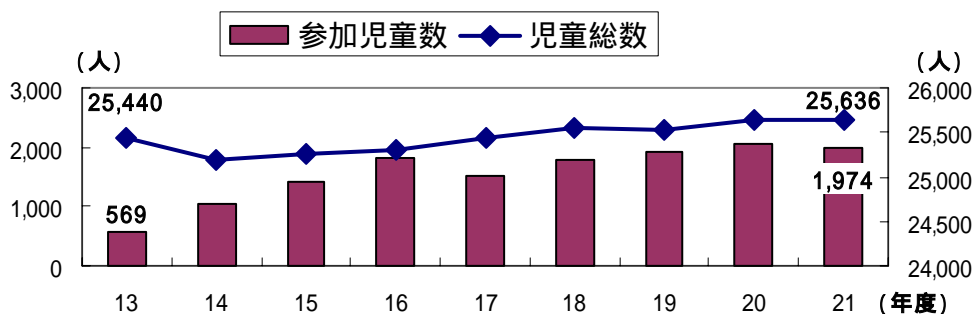
注3 夏休み中は8月現在、その他は5月現在の数値

### 放課後児童クラブ開設校数(通常時)の推移



資料) 豊田市子ども部次世代育成課

### 放課後児童クラブ参加児童数の推移(各年5月現在)



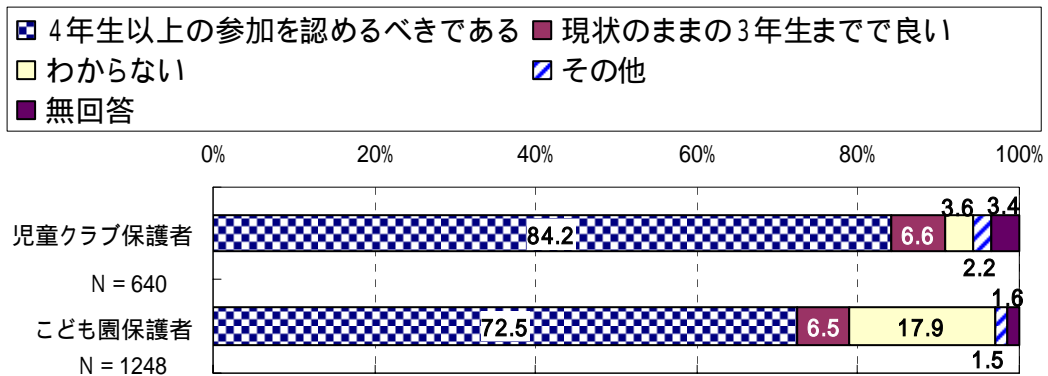
資料) 豊田市子ども部次世代育成課

## 放課後児童クラブ事業に対する保護者の意向

### a) 対象学年の拡大について

児童クラブ保護者、こども園保護者ともに、「4年生以上の参加を認めるべきである」と回答した人の割合が最も高くなっています。

### 放課後児童クラブ対象学年について



資料)「豊田市子どもの居場所についての市民意識調査」(平成20年9月)

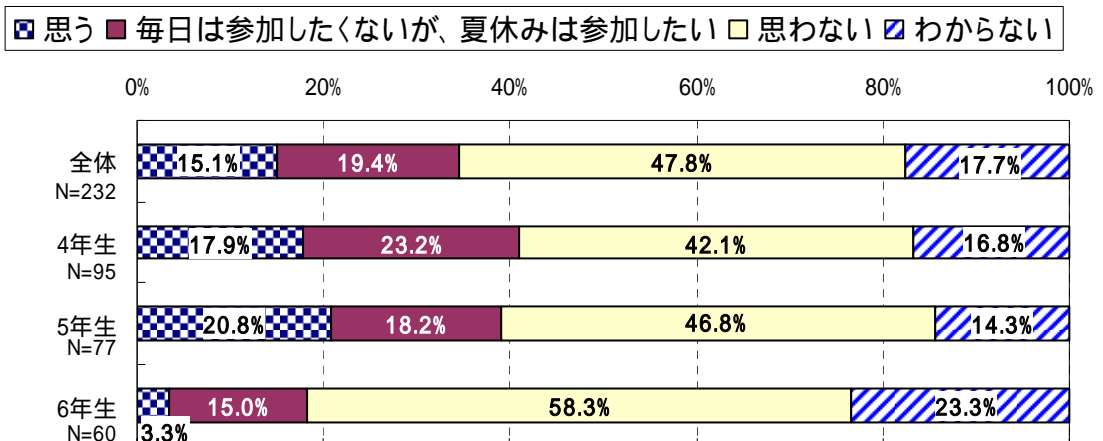
### 放課後児童クラブへの児童の参加意向

放課後児童クラブへの参加経験がある4年生～6年生の児童に、現在の参加意向を調査しました。

「今でも参加したいと思うか」の設問に対し、「思う」が15.1%、「毎日は参加したくないが夏休みは参加したい」が19.4%、「思わない」が47.8%でした。

参加意向は、4年生が最も高く、学年が上がるとともに低くなる傾向が見られました。

### 放課後児童クラブ参加経験児童の放課後児童クラブへの参加意向



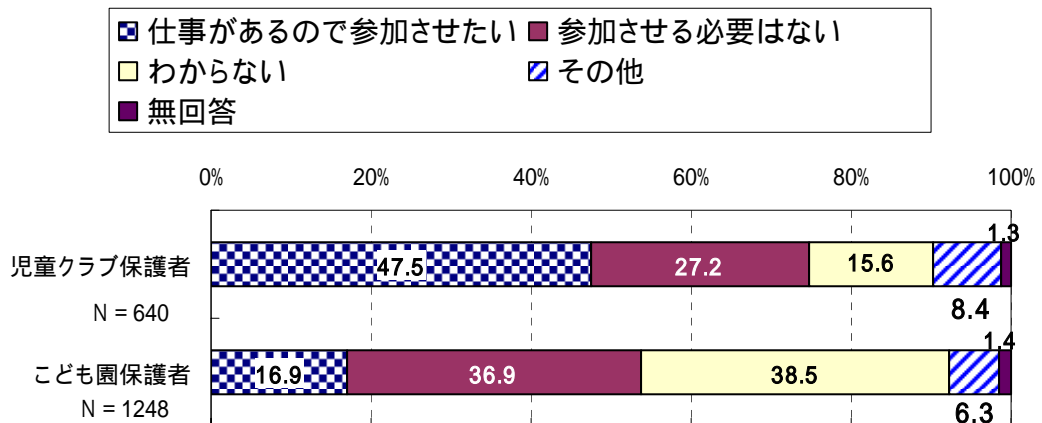
資料)「高学年の『放課後の過ごし方』アンケート」(平成21年10月)

b) 開設日について

祝日の開設については、児童クラブ保護者で、「仕事があるので参加させたい」と回答した割合が最も高くなっています。

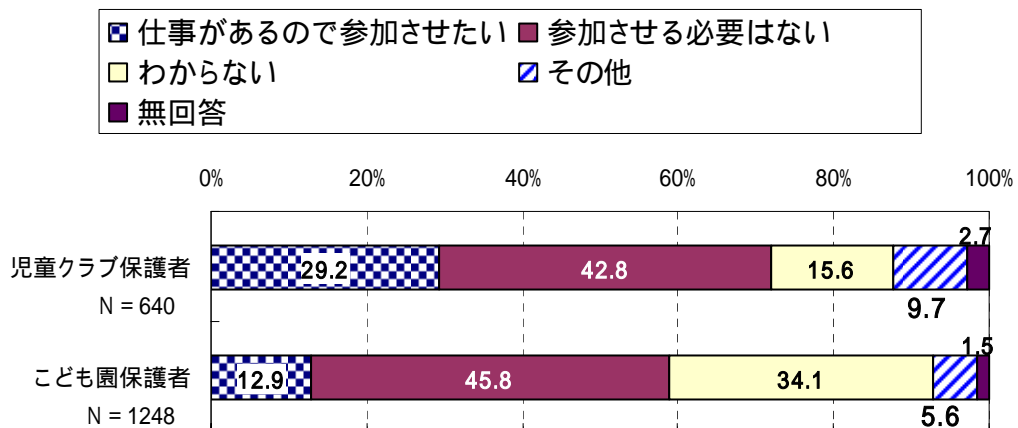
土日の開設については、児童クラブ、こども園の保護者ともに、「参加させる必要はない」と回答した割合が最も高くなっています。

祝日の開設について



資料)「豊田市子どもの居場所についての市民意識調査」(平成20年9月)

土日の開設について

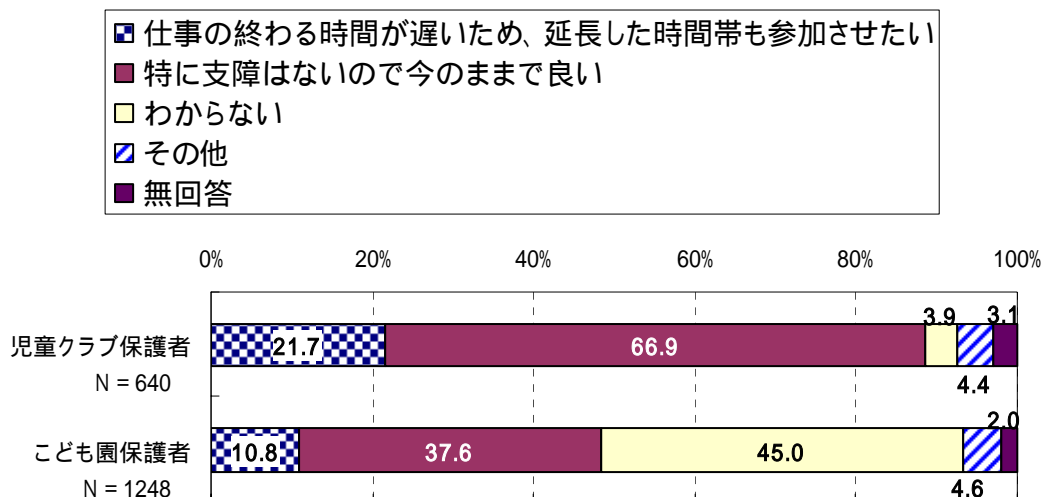


資料)「豊田市子どもの居場所についての市民意識調査」(平成20年9月)

c) 開設時間について

児童クラブ保護者で、「特に支障がないので今のままで良い」と回答した割合が最も高くなっています。こども園保護者は、「わからない」が最も高く、「特に支障がないので今のままで良い」が続いています。

開設時間について

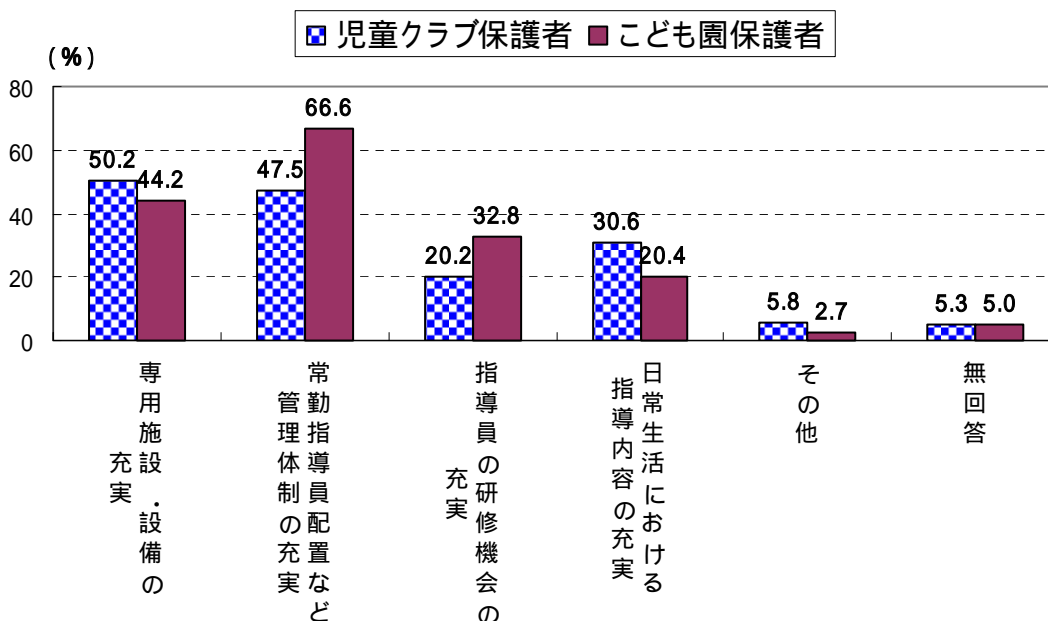


資料)「豊田市子どもの居場所についての市民意識調査」(平成20年9月)

d) 質の向上のため必要なこと

児童クラブ保護者、こども園保護とも、「常勤指導員配置など管理体制の充実」、「専用施設・設備の充実」の割合が最も高くなっています。

質の向上のため必要なこと(複数回答)



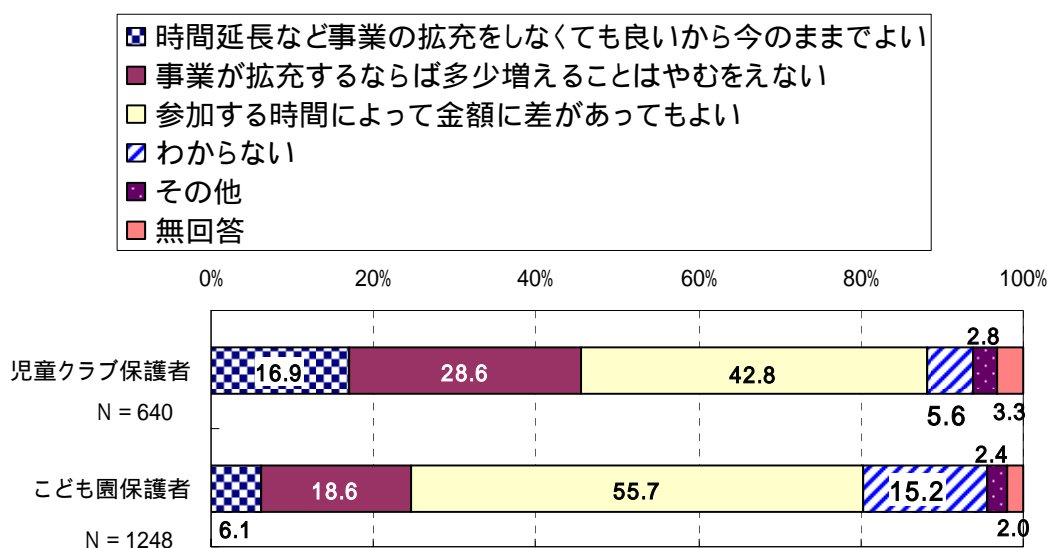
資料)「豊田市子どもの居場所についての市民意識調査」(平成20年9月)

e) 参加者負担金の改定について

事業の拡充に伴う負担金の見直しについては、児童クラブ、こども園の保護者ともに「参加する時間によって金額に差があってもよい」と回答した人の割合が最も高くなっています。

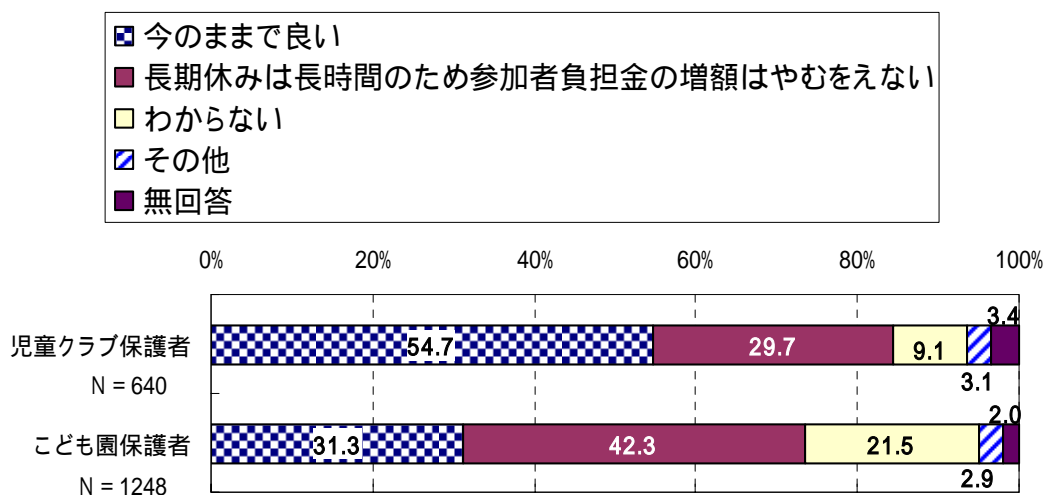
また、長時間の参加となる夏休み（8月）の参加者負担金が、通常時（月）と同じ（5,000円）であることについては、児童クラブ保護者では「今のままで良い」と回答した人の割合が最も高くなっています。一方、こども園保護者では、「長期休みは長時間参加するため参加者負担金の増額はやむをえない」と回答した人の割合が最も高くなっています。

**事業拡充に伴う負担金の見直しについて**



資料)「豊田市子どもの居場所についての市民意識調査」(平成20年9月)

**長期休み期間の負担金について**



資料)「豊田市子どもの居場所についての市民意識調査」(平成20年9月)

## (2) 地域子どもの居場所づくり事業(子ども見守り隊事業)(平成21年度)

### 事業概要

自治区集会所等の地域資源を活用して、地域の住民組織による運営で、安全安心な活動拠点を子どもたちに提供し、子どもの自主的な遊びを見守る事業です。事業開始は、平成18年度です。

文部科学省の『放課後子ども教室』(実施要綱)に位置づけています。

### 対象児童

すべての小学生(保護者の就労等や、学年などの対象要件はありません)

### 実施主体

豊田市。市が、実施組織(自治区長の推薦必要)に事業を委託しています。

### 実施場所

実施組織が決定します。(平成21年5月現在)

実施場所	数	受託団体の構成単位
自治区集会所	4	自治区
学校	2	複数自治区
交流館	1	コミュニティ会議

### 実施日時

平日放課後や土・日曜日など、地域の状況により実施組織が設定します。現状の実施頻度は、多いところで週3回、少ないところが月2回程度です。

### 事業の内容

《委託実施要綱より》

- ・地域が、安全で安心して活動できる活動拠点を確保
- ・平日の放課後や休日に、子どもが主体となった遊びを地域住民が見守る
- ・豊かな心、健やかな体を育むための様々な体験活動や地域交流活動を行う
- ・地域住民が活動する中に積極的に子どもが参加し、共に楽しむ活動を工夫
- ・子どもの異年齢交流、異世代間交流活動を図る
- ・市は、活動支援のため、研修会の開催、広報活動の推進、安全対策指導、コーディネーターの派遣を行う

上記の内容を踏まえて、実施組織が企画運営を行います。

### 実施か所

現在7か所

### 参加者の状況(平成21年度委託契約時点)

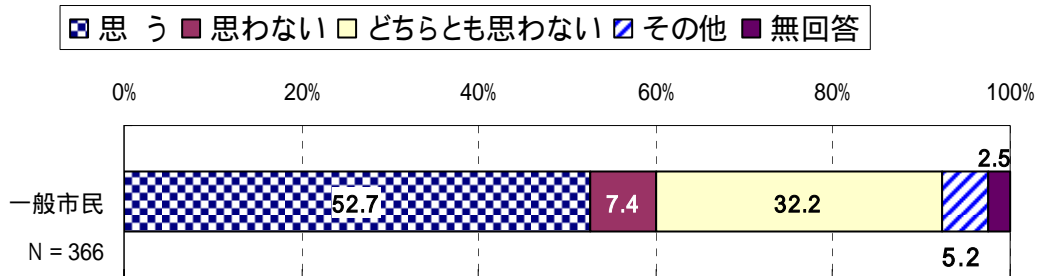
- ・参加予定数 339人
- ・見守り隊員(大人)登録者数 200人

## 地域の子どもとのかかわり方に対する市民意識

### a) 地域の子どもの健全育成へのかかわりについて

「自分にできることをしたいと思う」と回答した人の割合が最も多く、全体の半数を超えています。

#### 地域の子どもの健全育成へのかかわりの希望

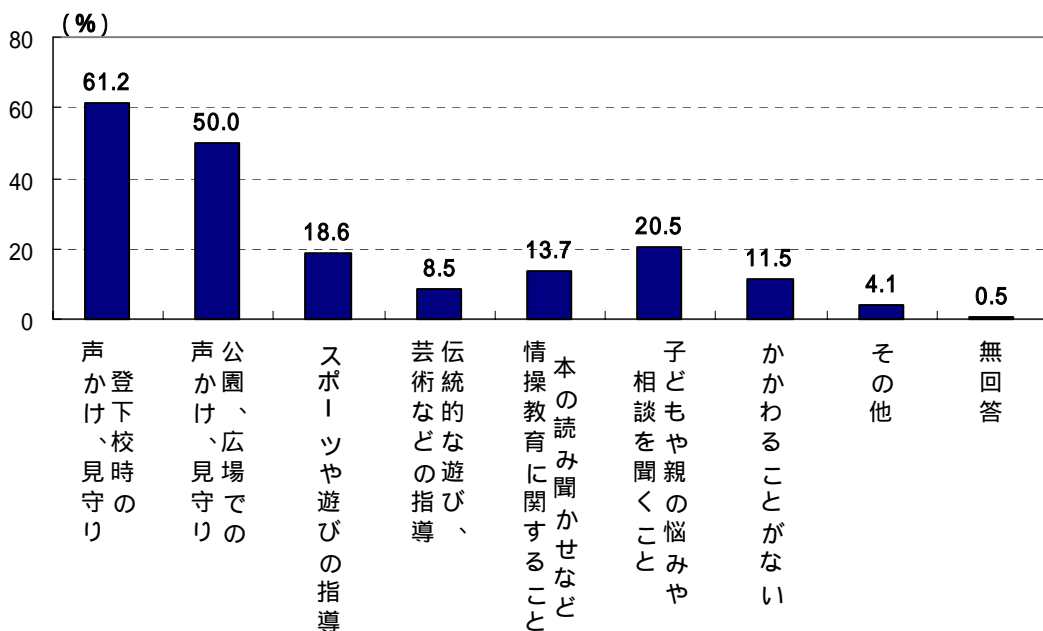


資料)「豊田市子どもの居場所についての市民意識調査」(平成20年9月)

### b) かかわりを希望する内容について

「登下校の声かけ、見守り」、「公園、広場での声かけ、見守り」の割合が高くなっています。

#### 地域の子どもの健全育成への関わりの希望 (複数回答)



資料)「豊田市子どもの居場所についての市民意識調査」(平成20年9月)

### 3 放課後事業の課題

豊田市の放課後事業は、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と、地域子どもの居場所づくり事業（子ども見守り隊）の2つの事業から成り立っています。

放課後児童クラブは、保護・指導が必要な小学校低学年児童を保育し、就労保護者を支援する事業として、小学3年生以下は待機児童なく実施していますが、参加児童は年々増加しています。

参加児童数の増加によるクラブの大規模化に対する課題のほかに、保護者からは対象学年の拡大や開設日数、開設時間等に係る運営面においても多様化が求められています。

また、子どもや保護者をしっかり受け止め支援する指導員の体制や資質の向上、施設的环境整備もあわせた取組みが必要です。

地域子どもの居場所づくり事業（子ども見守り隊）は、現在7か所で実施していますが、子どもの健やかな成長支援と安全安心の確保の観点から、子どもの居場所が求められている状況があり、今後、実施地域を拡大していく必要があります。現状では、「人材の確保が難しい」、「場所の確保が難しい」、「安全面の対応に不安が大きい」ことが、事業を実施につながらない大きな原因となっていることから、その対応について検討する必要があります。

また、地域の中で、地域の子どもの放課後の状況やニーズが把握されていないことや、居場所づくりに対する保護者の理解や意識に疑問を感じていること等が、地域の合意形成に結びついていかないという状況が見受けられるため、居場所づくりに対する保護者の理解、意識の醸成を図る取組みも必要です。

さらに、2つの事業に共通する課題として、家庭、地域と学校の連携をさらに強固なものとし、地域ぐるみで子どもを育てていく社会を実現することが求められています。

---

## プランの基本的な考え方

---

### 1 プランの基本的な考え方

現在、策定を進めている「子ども総合計画」では、「子ども・青少年が『主体性』を育みながら育つ『子育て』支援」を計画策定の基本的視点の1つとし、子どもが生まれながらにして持つ自ら「育つ力」をそれぞれのライフステージで最大限に生かし、子ども・青少年が健やかにかつ「主体性」を持つ存在としてたくましく成長していけるように支援していくことが重要であるとしています。

このプランにおいても、小学生の子どもの「育つ力」を第一に尊重し、総合的な放課後事業の展開を図る必要があると考えています。

なお、国の「放課後子どもプラン」では、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室（注1）」を、一体的あるいは連携して実施し、放課後対策を推進するものとされています。

豊田市では、放課後留守家庭児童対策として「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」に、すべての子どもを対象とする健全育成事業として「子ども見守り隊事業」に、それぞれの事業目的、展開方法を立て、取組んできました。そこで、こうした経緯を踏まえて、2つの放課後事業が、引き続き、相互に補完しあい、また必要に応じて連携することで、総合的な放課後対策をより進めていくこととします。

注1：豊田市では、「子ども見守り隊事業」を同趣旨の事業に位置づけています

### 2 プランの基本理念

プランの基本理念を、

**「すべての子どもたちが放課後等に安心して健全に過ごせる居場所づくり  
- 地域全体で子どもを見守る体制づくりをめざして - 」**とします。

### 3 重視する視点

このプランで、総合的な放課後対策の展開を掲げ、推進するにあたり、次の2つの視点を重視します。

#### (1) 子どもの主体性

子どもの自ら育つ力を信頼し、最大限に生かすという基本的な考え方に基づいて、施策の方向性を定め、事業展開を進めます。

## (2) 保護者の理解・参加意識

地域・家庭・学校が共働り、地域全体で子どもを見守り、育ちを支え合う体制を築き上げていくために、まず、保護者自身が、子どもの居場所づくりに対する理解を深め、さらには参加意識を促していくことが重要であることを、放課後事業の展開において強く打ち出していきます。

## 4 プランの基本目標

これまで、取組んできた放課後対策のさらなる推進を図るため、基本目標1として「放課後児童健全育成事業の充実」、基本目標2として、「地域と共働りした子どもの居場所の確保・拡充」の2つの目標を掲げます。

---

## 事業計画

---

### 1 放課後児童クラブの充実

基本目標1の「放課後児童健全育成事業の充実」を図ります。

現在、年間2千人を超える児童が、放課後児童クラブに参加しており、今後も増加の傾向にあります。保護者等の保育ニーズの多様化を踏まえ、増加する参加児童への対応、子育て・子育て支援ニーズへの対応、質の向上など事業の充実を図り、放課後等留守家庭の小学校低学年の子どもの居場所を確保する取組みを推進します。

#### (1) 実施目標

区 分	民間を含む	
	現年度(H21年度)	目標年度(H26年度)
実施校区数	53校区 (うち常設51校区)	54校区
クラブ数	59クラブ (うち常設57クラブ)	65クラブ

なお、70人を超える大規模クラブは、分割しクラブ定員の適正化を図る。

#### (2) 対象学年

対象学年は、原則、小学3年生までとします。ただし、各クラブの施設定員等に余裕がある場合及び子どもの健全育成上指導を要する場合は、4年生以上の参加を認めます。

4年生以上への対象学年の拡大は、当面、現在受け入れている小学校の現状並びに特定する小学校における夏休み等長期休業期間の試行的実施（平成23年度）の結果を検証し、慎重に検討を行い、今後の方針を決めます。

### （3）開設日

新たに、祝日を開設日とし、開設日を年間250日以上とします。したがって、開設しない日は、次のとおりです。

土曜日、日曜日

1月1日～1月3日、5月3日～5月5日、12月29日～12月31日

なお、必要に応じアンケート調査等を実施し、市民意向の把握に努めます。

### （4）開設時間

開設時間は、次のとおりとします。

学校のある日(通常時)：学校終了後～18時30分

夏休み等長期休み、祝日及び学校代休日：7時30分～18時30分

なお、必要に応じアンケート調査等を実施し、市民意向の把握に努めます。

### （5）指導員体制

放課後児童クラブを、指導の専門性を確保し継続的に安全・安心な児童への保育サービスを提供するために、新たに専任指導員を導入し、指導員体制を強化するとともに、指導員の質的向上を図ります。

〔指導員の体制(案)〕

主任指導員	児童クラブ間の調整、指導員アドバイザー
専任指導員	各児童クラブの主たる運営責任を担う
指導員	児童の指導、保護者対応等
臨時指導員	長期休みの指導員、障がい児等加配の指導員等

### （6）参加者負担金

参加者負担金は、負担の適正化を図るため、放課後児童クラブにかかる事業経費を算定根拠として、見直しを行います。今回、平成22年度に改定を実施し、以降4年ごとに見直します。

### （7）特別なニーズのある児童の対応

障がい児や外国籍児童など、特別な支援が必要な児童の受入れは、学校等関係機関との連携を図るとともに、指導員の加配や通訳指導員等を配置、ケース検討会の開催や指導員の専門研修を実施、必要に応じた施設環境の改善に努めます。

## **( 8 ) 小学校等関係機関との連携**

放課後児童クラブで生活する児童の安心・安全を確保するため、放課後児童クラブと小学校等との連携・協力体制を強化します。

## **( 9 ) 保護者の理解と参加意識の醸成**

放課後児童クラブで生活する児童の日常の様子を、指導員が保護者へ積極的に伝えるとともに、保護者が放課後児童クラブに関われる機会を設けるなど、保護者に児童や放課後児童クラブへの関心と理解を深める取組を推進します。

## **(10) 開設施設の環境整備**

放課後児童クラブは、原則、小学校の敷地内で実施します。施設・設備は、国のガイドラインに沿って、別途、作成した「放課後児童クラブ運営マニュアル」に基づき整備を図ります。

専用施設は、現行のプレハブ仕様の専用室を見直し、今後の児童数の傾向や各小学校施設の現状を踏まえ、適正規模、適正配置を図るため、「施設整備基準」及び「施設整備計画」の検討を進めます。

## **(11) 民間事業者等への補助**

保護者等のニーズの多様化と参加児童の増加から、積極的に民間事業者の参入を支援します。

## **2 地域子どもの居場所づくり事業の取組**

基本目標2の「地域と共働した子どもの居場所の確保・充実」を図ります。

現在、市内7か所で実施している、地域の住民組織の運営による「子ども見守り隊事業」のさらなる推進を中心として、新たに事業拡大のための方策にも着手しながら、小学生にとって身近な地域での居場所づくりを進めます。

### **( 1 ) 実施地域の拡大のための取組み**

地域への居場所づくり事業取組み方策の提示

子どもの数や区域の広さの違いなど、地域の状況はさまざまであり、子どもの居場所づくりを進める適切な地区の範囲も、「自治区」や「小学校区」など地域性があるものと考えます。

そこで、地域内で具体的な検討を進めるきっかけづくりとするため、各地域の状況を整理し、話し合いながら、当該地域の子どもにとって望ましい居場所づくりの取組方策案(地区の範囲、場所、活動する人材等)を提示していきます。

### 人材確保への支援

地域の住民組織による事業運営では、活動する人材の確保が困難な場合は、シルバー人材センター、NPO団体等の人材活用や、それらの団体への事業委託による手法を取入れる等、地域の実情を勘案した事業支援を図ります。

### 活動人材の養成

放課後の時間帯に活動できる学生や市民等を発掘し、人材養成に取り組むことで、活動の担い手づくりを進めます。

### 場所の確保

実施する場所の確保は、各地域への働きかけや情報提供を行うとともに、自治区集会施設に限定せず、その地域の実情に合わせ関係機関との調整等を踏まえ、公園、交流館、学校など広く地域資源の活用を推進します。

### 子どもつどいの広場事業の実施

既設の公共施設を活用した「子どもつどいの広場」事業（注1）の中で、小学生の子ども居場所づくりを推進します。

注1 「子どもつどいの広場」事業は、就学前児童と保護者、小学生、子育てサークルを対象に、次の3つの機能を持つ「子育て支援施設」のひとつです。

子育て支援……子育てに関する相談、情報提供や講座の開催、子育てサークル活動の場などの機能

児童の健全育成……安心・安全な子どもの居場所や子どもの主体性を育む活動の場の機能

地域との交流……地域の親と子ども、高齢者などとの交流の場の提供

【設置施設】志賀子どもつどいの広場

【想定施設】逢妻地区（交流館跡）、上郷地区（こども園跡）、藤岡地区（児童館）

## （2）事業充実のための取組み

### 実施日数の拡大促進

事業を実施している地区において、日常的な子どもの居場所が確保されるように、実施日数の拡大への取組みを支援します。

### 居場所づくり推進員による地域サポートの充実

事業立ち上げから、実施段階において、活動全般を支援するために、「居場所づくり推進員」による地域サポートを充実します。

#### 人材育成の実施

居場所づくり事業に取り組む活動者を対象とした研修会の開催や、他の関係機関が実施する研修会等への参加支援など、活動人材の育成に努めます。

#### 安定的な事業運営への支援

各地区の安定的な事業運営を支援するため、適切な安全管理への対応、適正な委託料の確保に努めます。

### (3) 事業に対する理解と連携の促進

#### 保護者の理解と参加意識の醸成

子どもの居場所の確保について、子どもの保護者自身が理解を深め、当事者としての意識を持ち参加できるよう、特に力を入れて理解活動を進めます。併せて、保護者が参加しやすい具体的な環境づくりを保護者、地域等と協力して推進します。

#### 家庭・地域・学校等の連携促進

子どもにとって最も良いことは何かを共有し、家庭・地域・学校等の協力による地域ぐるみの居場所づくりが推進されるよう、連携促進のための仕組みづくりをサポートします。

### (4) 居場所づくりの目標値

前記(1)～(3)の取組みとともに、地域における小学生を対象とした各種・各分野の既存事業を整理し、小学校区に1か所以上の「子どもの居場所」の確保をめざします。

**【目標：平成26年度末までに 各小学校区に1か所以上の居場所を確保】**

---

## プランの推進に向けて

---

### 1 推進体制

豊田市では、平成 20 年 7 月に、子どもに関係する部門（PTA、NPO 団体、放課後児童クラブ指導員、居場所づくり事業代表、学校等）地域に関係する部門（区長、主任児童委員等）の関係者と、市教育委員会及び子ども部職員で構成する「放課後子どもプラン推進委員会（以下、「推進委員会」という。）」を設置し、子どもたちの実態、放課後事業の現状と課題、今後の方向性について、情報交換や検討、協議を進めてきました。

今後も、この推進委員会を継続設置し、事業推進に向けた協力体制の強化を進めていきます。併せて、事業推進に関わりのある関係部局と調整します。

### 2 プランの評価・点検

プランの実施状況については、推進委員会において随時点検を行うことで、各事業の円滑な実施に努めます。

## 参考資料

### 豊田市放課後子どもプラン推進委員会 開催経過

回	開催日	内容(議題)
第1回	平成20年7月4日(金)	・委員会の意義について ・豊田市の現状について ・市民ニーズ(アンケート調査)について
第2回	平成20年11月27日(木)	・市民意識調査中間報告 ・放課後子どもプラン(案)について
第3回	平成21年1月16日(金)	・放課後子どもプラン(案)について
第4回	平成21年3月13日(金)	・放課後子どもプラン(案)について
第5回	平成21年7月30日(木)	・放課後子どもプランについて ・子どもの居場所づくり推進のための基本的な方向性について ・事業評価について
第6回	平成21年11月4日(水)	・放課後子どもプラン(最終案)について

### 豊田市放課後子どもプラン推進委員会 委員名簿

敬称略

所属・役職等	氏名	備考
豊田市小中学校長会 代表	倉嶋俊明	H20年度
豊田市小中学校長会 代表	西垣彰俊	H21年度
豊田市小中学校教頭会 代表	菅沼和子	H20年度
豊田市小中学校教頭会 代表	中村正幸	H21年度
豊田市区長会 書記	新保貴敏	H20年度
豊田市区長会 副会長	古川利孝	H21年度
豊田市主任児童委員 代表	阿部ゆかり	
豊田市PTA連絡協議会 副会長	鈴木紅美子	H20年度
豊田市PTA連絡協議会 副会長	河合克彦	H21年度
豊田市放課後児童クラブ 主任指導員	志摩洋二	
子ども見守り隊 代表 (岩滝自治区)	南義人	
NPO代表 フリースペースK 理事長	釘宮順子	
豊田市教育委員会 学校教育担当専門監	小野田賢治	H20年度
豊田市教育委員会 学校教育担当専門監	加納勝彦	
豊田市教育委員会 教育行政課 課長	須藤寿也	H20年度
豊田市教育委員会 教育行政課 課長	伴幸俊	H21年度
豊田市教育委員会 学校教育課 課長	中島敬康	H21年度
豊田市子ども部 調整監	藤村信治	H20年度
豊田市子ども部 調整監	末継誠之	H21年度
豊田市子ども部 次世代育成課 課長	青木正道	

## 用語の説明

### 国の「放課後子どもプラン」

国は、各市町村において教育委員会又は福祉部局が主導して、互いに連携し、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを進めるとしています。その方策として「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」を、一体的あるいは連携して実施し、総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進するものと示されています。

### 放課後児童健全育成事業

- ・保護者等が就労等のため、昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業
- ・児童福祉法第6条の2第2項に規定。厚生労働省所管事業。
- ・実施主体は、市町村、社会福祉法人その他の者



豊田市は、同事業を実施。  
(事業の実施概要は、7ページ参照)

### 放課後子ども教室推進事業

- ・すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業
- ・文部科学省所管事業
- ・実施主体は市町村等。事業の一部を社会教育団体等に委託可能。



豊田市は、地域子どもの居場所づくり事業（子ども見守り隊事業）を同趣旨の事業として位置づけ。(事業の実施概要は、13ページ参照)

**豊田市 子ども部 次世代育成課**

TEL : 0565 - 34 - 6630

FAX : 0565 - 34 - 6938

E-mail : [jisedaiikusei@city.toyota.aichi.jp](mailto:jisedaiikusei@city.toyota.aichi.jp)